

## 市営住宅の入居要件

次の1～5の全ての要件にあてはまる必要があります。

- 1 現に同居し、または同居しようとする親族があること。(内縁関係にある者及び婚約者を含む。)

ただし、夫婦、親子(18歳未満の子)の別居等、家族を不自然に分割したり、他に扶養すべき者のある親族と同居する場合等の申込みはできません。

※ 高齢者(60歳以上)、障がい者、生活保護受給者等に限り、単身可住宅への申込可能。

- 2 世帯の総所得が下記の基準額を超えないこと。

区 分	基 準 額
一般世帯	158,000円/月 (川端住宅2～5号棟は114,000円/月)
高齢者・障がい者・ 未就学児のいる世帯等	214,000円/月 (川端住宅2～5号棟は139,000円/月)

- 3 現に住宅に困窮していることが明らかであり、次のいずれかに該当すること。

(1) 倉庫、事務所、その他住宅としての機能が著しく低い建物に住んでいる。

(2) 災害の危険があるような保安上危険な建物、または採光不良、便所、台所、排水設備の不備等、衛生上有害な建物に住んでいる。

(3) 他の世帯(親族を除く)と同居していて便所、炊事場が共同など著しく不便である。

(4) 住宅がないため親族と別居している。

(5) 間取り又は世帯構成から同居生活に不適當な住宅に住んでいる。(概ね1人あたり4畳以下)

(6) 正当な立退き要求を受けているが立退先がない。(自己の責めに帰すべき事由による場合を除く。)

- (7) 勤務地から著しく遠隔地に住んでいて通勤に1時間以上かかる。
  - (8) 収入に比較して著しく過大な家賃を支払っている。(月収の20%以上)
  - (9) 婚約しているが、住宅がないため結婚が延びている。
  - (10) その他客観的にみて、住宅に困っていることが明らかである。
- 4 市区町村が賦課している税金を滞納していないこと。
  - 5 暴力団員でないこと。

※ 必ず事前に都市計画課住宅係へご相談ください。